

人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、湖北地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成18年度の人事行政の運営などの状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
2. 職員給与・勤務時間その他の勤務条件の状況
3. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
4. 職員のサービスの状況
5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
6. 職員の福祉及び利益の保護の状況
7. 勤務条件に関する措置の要求の状況
8. 不利益処分に関する不服申立ての状況

湖北地域消防組合職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任用状況

職員の採用については、平成18年4月1日に湖北地域の常備消防が広域再編され、湖北地域消防組合が設立されたことに伴い、長浜市消防本部、米原市消防本部、東浅井郡消防本部、伊香郡（組）消防本部の職員が本組合職員として引き継がれました。（条例定数238人、実員223人）

平成18年度新規採用者及び平成19年度採用職員の試験実施はありませんでした。

2 再任用制度の実施状況

再任用制度とは、地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができる制度です。

平成18年度において、再任用はありませんでした。

3 職員の退職等の状況（平成18年度中）

退職区分	人 数
定年退職	0人
勸奨退職	5人
普通退職	2人
分限免職	0人
懲戒免職	0人
死亡退職	2人
合 計	9人

4 職員の在職状況（平成18年4月1日現在）

消防吏員 220人（長浜市へ出向2名、県防災ヘリ派遣2名含む）

事務吏員 4人（長浜市からの出向1名含む）

5 職員階級別年齢構成

(平成18年4月1日現在)

階 級 年 齢	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	事 務 吏 員	合 計
20 歳未満								1		1
20～25 歳未満								19		19
25～30 歳未満						1	36	14		51
30～35 歳未満					1	35	9		1	46
35～40 歳未満					20	3				23
40～45 歳未満					18				1	19
45～50 歳未満				8	12				2	22
50～55 歳未満			6	18	3					27
55 歳以上	1	2	10	3						16
計	1	2	16	29	54	39	45	34	4	224
平均年齢	57.5	57.3	55.5	51.2	41.6	32.5	28.6	24.6	41.8	37.3

湖北地域消防組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件状況

1 人件費の状況

平成18年度の湖北地域消防組合の人件費の状況は、次のとおりです。

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）
2,338,235 千円	1,639,057 千円	70.10%

※退職手当組合負担金を含む。

2 職員給与費の状況

平成18年度の湖北地域消防組合職員の給与費の状況は、次のとおりです。

職員数 対象職員 （A）	給 与 費				1人当たり 給与費 （B／A）
	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	合 計 （B）	
222 人	772,946 千円	215,644 千円	320,555 千円	1,309,145 千円	5,897 千円

退職手当組合負担金は含まない。

3 特別職の報酬（平成18年度）

区 分	人 員	報 酬 額
管 理 者	1 人	年額 30,000 円
副管理者	3 人	年額 20,000 円
収 入 役	1 人	年額 20,000 円
議 長	1 人	年額 20,000 円
副 議 長	1 人	年額 15,000 円
議 員	16 人	年額 12,000 円
監査委員（識見者） （議会選出）	1 人	日額 6,000 円
	1 人	日額 5,000 円
公平委員（委員長） （委 員）	1 人	日額 5,000 円
	2 人	日額 5,000 円

※ 収入役は、平成19年4月1日に廃止しています。

4 職員の平均給料月額（平成18年4月）

区 分	平均給料月額	292,564円
行 政 職	平均給与月額	348,940円
	平均年齢	37.3歳

5 初任給の状況（平成18年度）

区 分	金 額
大 学 卒	176,800円
短 大 卒	153,800円
高 校 卒	142,800円

6 職員の級別・職務別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

職務級	標準的な職務	職員数	構成比	平均給料額
7級	消防長、副消防長	2人	0.90%	461,450円
6級	副消防長、課長、担当参事 署長、副署長	21人	9.46%	433,066円
5級	参事、課長補佐、副署長補佐 出張所長	16人	7.21%	406,300円
4級	課長補佐、副署長補佐 係長、主幹	23人	10.36%	374,147円
3級	係長、主幹、主査	81人	34.49%	299,614円
2級	主査、係員	41人	18.47%	215,278円
1級	係員	38人	17.11%	180,439円
計		222人	100%	293,132円

7 期末、勤勉手当の状況（平成18年度）

期別支給率		支給率(月分)	備 考
6 月	1 2 月		
2.125	2.325	4.450	国の制度と同じ

8 定年退職、勧奨退職に係る退職手当の状況（平成18年度）

区 分	20 年勤続 (月分)	25 年勤続 (月分)	35 年勤続 (月分)	最高限度 (月分)	その他加算措置
支給率等	30.550	41.340	59.280	59.280	定年前早期退職特例 措置 2%～20%加算
国の制度 (支給率等)	30.550	41.340	59.280	59.280	定年前早期退職特例 措置 2%～20%加算

9 手当制度の概要（平成18年度）

区 分	支 給 要 件 等
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 ・配偶者 月 13,000 円 ・その他 月 6,000 円（3 人目以降 5,000 円） （被扶養者のうち 15～22 歳の者は、5,000 円加算）
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し家賃を支払っている職員に支給 ・持ち家居住 月 2,500 円 新築、購入後 5 年間のみ ・借家等居住 家賃月額により規定（上限 27,000 円）
通勤手当	通勤距離（片道）が 2 km 以上で、自動車等の交通機関を利用して通勤する職員に支給（2 km 未満は支給なし） ・通勤距離に応じ 2,000 円～24,500 円を支給
地域手当	給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じて支給 ・支給率 1 % 全職員
管理職手当	課長補佐以上の管理職員に対し支給 ・給料月額×役職に応じた支給率（7～17 %）

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.5倍) ・週休日等における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.6倍)
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 ・勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍
夜間勤務手当	深夜(22時から翌朝5時の間)に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給 ・勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×0.25倍
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給 ・救急・救助出場手当 出場1回 昼200円 深夜400円 ・火災出動手当 出場1回 昼200円 深夜400円 ・はじご車搭乗手当 搭乗1回 200円(地上10m以上) ・機関員手当 火災現場での機関業務従事 1回 200円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職員に支給 ・課長、参事 8,000円 課長補佐 6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は、上記額の1.5倍)

10 勤務時間の状況

○毎日勤務者

- ・休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間

○交代制勤務者

- ・1当務(8時30分～翌日8時40分)の勤務時間は16時間勤務
- ・勤務サイクルは三部制を導入しており、21日サイクルで、3週6休制
- ・休憩時間は、1当務8時間10分(仮眠時間6時間を含む。)

1 1 年次有給休暇の取得状況

区 分	職員数	付与日数	取得日数	平均取得 日 数	消化率
日勤職員	45 人	1,800 日	198 日	4.4 日	11.0%
交代勤務職員	175 人	6,935 日	704 日	4.0 日	10.2%
職 員 計	220 人	8,735 日	902 日	4.1 日	10.3%

1 2 特別休暇の取得状況

取得した特別休暇の種類	取得人数	延べ日数
職員の結婚	10 人	67 日
職員の妻の出産	15 人	19 日
職員の親族の死亡（忌引）	21 人	67 日
職員が夏季の盆等の諸行事、心身の健康維持増進	217 人	640 日
職 員 計	263 人	793 日

1 3 病気休暇

取得者 3 人 延べ日数 61 日

（結核性の疾病や公務に起因する疾病等はありません。）

1 4 介護休暇

取得者はありません。

1 5 育児休業

取得者はありません。

湖北地域消防組合職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能力を維持することを目的とし、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

免 職	休 職	降 任	降 給	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

2 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対し、同義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とする処分です。

免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3 職員のサービスの状況

地方公務員のサービス上の規律について、地方公務員法で定められています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0 人
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0 人
政治行為の制限	職員は政治活動等をしてはならない。	0 人
争議行為の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。	0 人
営利企業等従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0 人
合 計		0 人

湖北地域消防組合職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員研修

職員研修は、地方公務員法第39条に基づき職員の公務能率向上と人材育成を目的に実施しています。

・消防大学校

平成18年度において入校はありませんでした。

・滋賀県消防学校

研 修 名	受講者数	研 修 内 容
特別幹部科	2人	特別幹部として必要な見識と指導力、執行力及び技術力を習得させ、人格と知識を養成する。
中級幹部科	4人	中級幹部として必要な見識と指導力、執行力及び技術を習得させる。
最高幹部科	1人	最高幹部として必要な見識と社会情勢の変化に対応する管理能力を養成する。
火災調査科	4人	火災調査業務に必要な専門知識及び技能を習得させる。
特殊災害科	4人	特殊災害業務に必要な専門知識及び技能を習得させる。
救助科	4人	救助業務に関する指揮者としての専門的かつ高度な知識、技能を習得させる。
水難救助科	4人	水難救助業務に関する基礎的知識及び技能並びに必要な法令実務を習得させる。
救急科	2人	救急業務に必要な専門的知識及び技能を習得させるとともに、救急隊員の資格を付与する。
救命士気管挿管講習	4人	救急救命士の気管挿管業務に必要な専門的知識及び技能を習得させる。
	29人	

・救急救命研修所

研 修 名	受講者数	研 修 内 容
救急救命士養成課程	4人	救急隊員に救急救命士の資格を取得させるために必要な高度かつ専門的な教育を実施する。
薬剤投与講習	4人	救急救命士の薬剤投与業務に必要な専門的知識及び技能を習得させる。
	8人	

・その他

研 修 名	受講者数	研 修 先
小型移動式クレーン操作技能講習	8 人	日本クレーン協会滋賀支部
玉掛け技能講習	8 人	日本クレーン協会滋賀支部
酸素欠乏・硫化水素主任研修	3 人	滋賀労働基準協会
緊急車両運転技能研修	1 2 人	クレフィール湖東
救急救命士就業前病院実習	4 人	長浜赤十字病院 市立長浜病院
救急救命士継続的病院研修	5 8 人	長浜赤十字病院 市立長浜病院
救急症例検討会	7 0 人	長浜赤十字病院 市立長浜病院 湖北総合病院
近畿救急医学研究会	1 0 人	近畿救急医学研究会救急隊員部会
全国救急隊員シンポジウム	2 人	全国消防長会
JPTEC プロバイダー養成コース	6 人	JPTEC 協議会近畿支部
ICLS プロバイダー養成コース	6 人	NPO 法人おうみライフサポート
薬剤投与病院実習	4 人	長浜赤十字病院
気管内挿管病院実習	4 人	長浜赤十字病院 湖北総合病院
市町村職員研修センター 補佐級研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
例規研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
財務会計	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
東近畿支部 消防職員 I T 研修	1 人	全国消防長会東近畿支部
予防業務研修	1 人	全国消防長会東近畿支部
警防業務研修	1 人	全国消防長会東近畿支部
火災科学研修	1 人	全国消防長会東近畿支部
府県講習会	1 0 人	全国消防長会東近畿支部
全国消防長会 消防長研修	1 人	全国消防長会
	2 1 3 人	

湖北地域消防組合職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、各種健康診断、予防接種等を行っています。

区 分	受診者	区 分	受診者
定期健康診断	213人	B型肝炎予防接種	34人
特定業務従事健康診断	148人	B型肝炎抗体検査	31人
大腸検診	91人	インフルエンザ予防接種	211人
胃検診	80人		
子宮頸がん検診	一人		
乳がん検診	一人		

2 災害補償の状況

地方公務員災害補償基金滋賀県支部が災害補償の事務を行っています。

公務災害の状況

公務災害発生件数	2件（救助訓練実施中）
----------	-------------

3 共済制度の状況

滋賀県市町村職員共済組合へ加入しています。

4 職員互助会の状況

滋賀県市町村職員互助会へ加入しています。

湖北地域消防組合消防職員委員会の状況

1 制度の概要

消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員が階級制度のもと厳格な服務規律と統制のとれた部隊活動を要求される中で、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的に設置され、職員は次の事項について意見を提出することができます。

- ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び福利厚生に関すること。
- ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2 件数及び処理状況

平成18年度においては22件の意見が提出され、7件について実施の方向で検討された。

湖北地域消防組合職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

1 制度の概要

職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局に適切な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。（地方公務員法第46条）

2 件数及び処理状況

平成18年度における措置要求はありませんでした。

湖北地域消防組合職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

1 制度の概要

懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる制度です。（地方公務員法第49条の2）

2 件数及び処理状況

平成18年度における措置要求はありませんでした。